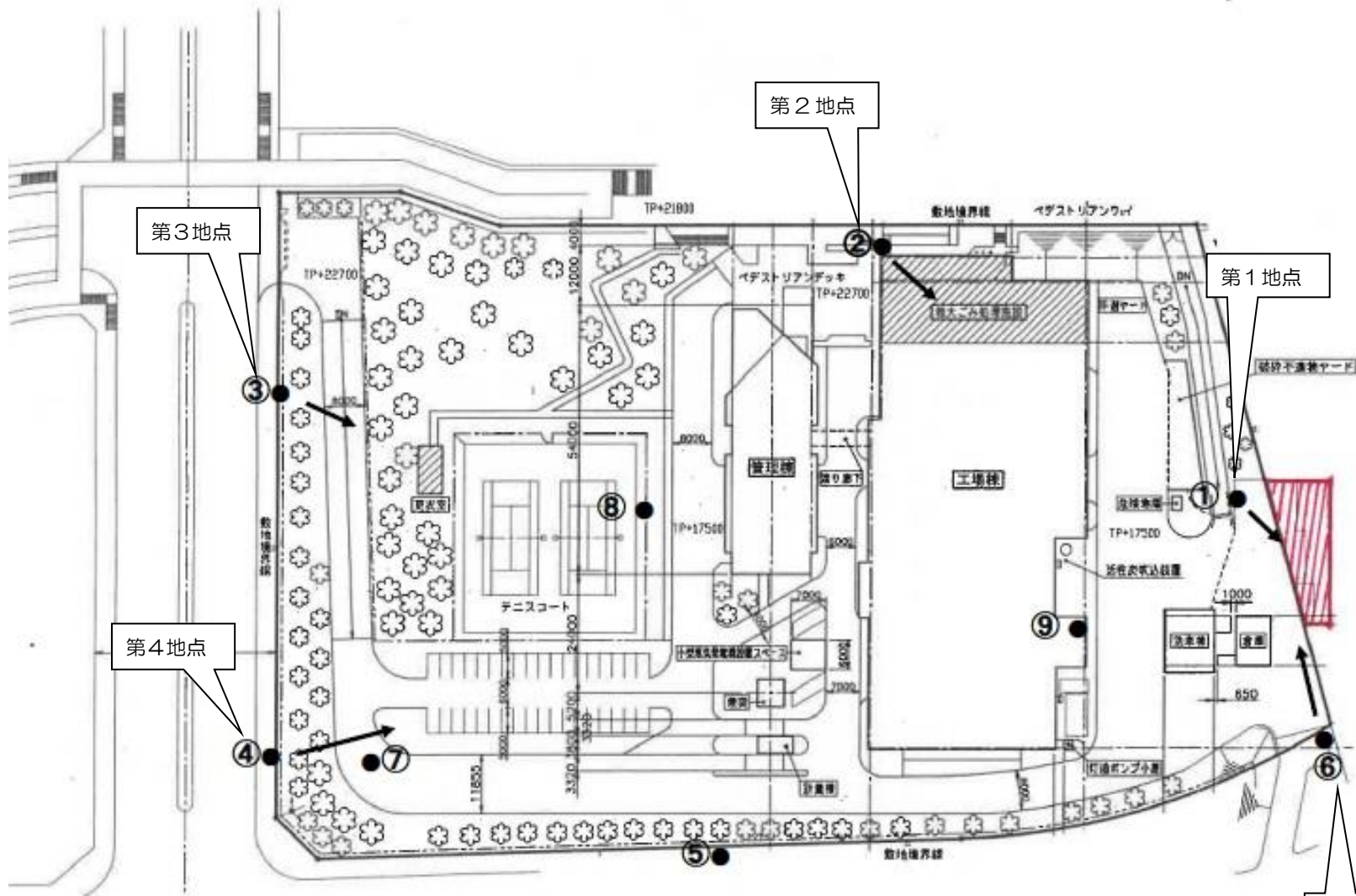


・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和6年4月	1号炉	ろ紙部	不検出	2（134 又は 137）
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年5月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年6月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和6年7月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

※指定廃棄物（飛灰）の
保管状況について

基準値（8,000Bq/kg）
を超えた飛灰（平成 23
年 7 月、8 月発生 of 指定
廃棄物）は 130 t あり、
令和元年度にドラム缶
（252 缶）をフレコンバ
ックに梱包し、既存のフ
レコンバッグ（120 袋）
と一緒に、一時保管して
います。この指定廃棄物
は国が処分するもので
す。



指定廃棄物
一時保管場所

第6地点

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年 1 回専門業者へ点検に出しています。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和6年度：7月末現在）

令和6年度計画処理量	埋立量
5,585 t / 年	<ul style="list-style-type: none">• 4月 506 t• 5月 450 t• 6月 430 t• 7月 632 t <p style="text-align: right;">計 <u>2,018 t</u></p>

資料 3

○令和6年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和6年8月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事（R6.2月契約）
- ・(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設運営維持管理業務（R6.2月契約）
- ・環境影響評価：評価書の公告縦覧 10月位に予定
ごみ焼却場の変更都市計画決定の公告・縦覧 10月位に予定

2. アクセス道路について

- ・実施設計業務（地盤解析）
- ・道路工事（R6～R9）7月契約

3. 仮設道路

- ・道路工事（R6）9月契約予定

4. 地域振興策について

- ・基本設計に向けた検討（導入機能・規模、配置計画など）
地域振興策基本設計検討準備業務委託（経営論） 5月契約
地域振興策基本設計検討準備業務委託（デザイン論） 7月契約

5. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5月契約
- ・設計業務（5工区）、工事施工（4工区）：令和7年3月完了予定

6. 下水道事業について（印西市下水道課）

- ・下水道計画区域編入手続き

7. 用地管理業務

- ・次期施設用地草刈（第1回）：6月契約・完了
- ・地域振興策用地草刈（第1回）：6月契約・完了
（第2回）：10月予定

令和6年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

(令和6年8月末時点)

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業建設工事、 インフラ関係、 環境影響評価業務、 都市計画決定業務							造成工事					
		関係機関協議	:道路・上下水	道・雨水排水	電気・ガス等							
		環境影響評価:	評価書の公告	・縦覧								
アクセス道路 設計業務 工事		線形修正設計	等 (地盤解析)									
					道路工事							
仮設道路 工事						道路工事						
地域振興策			地域振興策基	本設計を踏ま	えた主要事項	の検討(導入機	能・規模、配置	計画等)				
水道事業 負担金契約及び設計 工事		負担契約締結				設計 (第5工区実施	設計)					
						施工 (第4工区)						
下水道事業		下水道区域編入手続き										
用地管理業務		次期施設用地	草刈									
		地域振興策用	地草刈	地域振興策用	地草刈							

memo

ICC-議題-20240907

回答は文書で

1. 指定廃棄物の件

(1)2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は

(2)今年度の環境省職員による保管状況の確認の予定は決定し、実施されたか。

終了している場合は結果を教授願いたい。

2.(1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。

過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8, 9, 10)(抜粋)を添付します。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定													
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0169	JIS K-0170	JIS K-0171
区分	カルシウム	バナジウム	クロム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	水銀	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定値下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.6	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	ND	ND	ND

※ NDは、定値下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定													
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0169	JIS K-0170
区分	カルシウム	バナジウム	クロム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	水銀	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定値下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	ND	ND

※ NDは、定値下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定													
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0169	JIS K-0170	JIS K-0171
区分	カルシウム	バナジウム	クロム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	水銀	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定値下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※ NDは、定値下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定													
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0169	JIS K-0170	JIS K-0171
区分	カルシウム	バナジウム	クロム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	水銀	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定値下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.2	1.0
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

への回答で、組合側の資料の提供を約束しているが、何ら実行されていないのは真摯な態度とは考えられない。このような状況になるのはいかなる理由であるかを説明されたい。

3. 住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか(印西市が4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している)

(2)マンションのゲストルームを民泊として勝手に貸し出しする場所があるという情報がある。
要注意と思われる。

4. 会議録の作成が遅いのはいかなる理由か？

従来と比較すると、多少改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。
改善策は見いだされたか。(会議の内容を文書化する文字起こしのソフトは多様であるが)への回答でワードの文字起こしに言及していたが、その結果はいかがか？

5. (仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業（条例対象事業）の環境影響評価に関して

「千葉県の（仮称）印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の環境影響評価で、環境影響評価委員会の答申（令和3年12月17日）と令和4年1月17日：知事意見の通知はいわば宿題と思われるが、組合の対応は全く見えない。項目ごとに対応を説明いただきたい。」に対して、項目のみの説明があったが、不十分であった。

環境影響評価準備書が令和5年10月3日から11月1日まで縦覧、環境影響評価準備書説明会が令和5年10月21日、令和5年10月22日（日）を開催日として、環境影響評価準備書の意見の提出が令和5年11月16日を提出期限として行われた。

(1)環境影響評価準備書の「対象事業の施設の種類の、規模、概要等」で、「焼却施設」の「対象ごみ」に「脱水汚泥」が記載されているのはいかなる理由かへの回答は不十分なものである。
進捗はいかがか。

3. 次期施設の計画概要

次期施設の計画概要は表 2.3-3 及び表 2.3-4 に示すとおりである。また、廃棄物の受入時間表 2.3-5 に示すとおりである。

表 2.3-3 廃棄物焼却施設の計画概要

項目	概要
対象ごみの種類	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭系可燃ごみ（収集ごみ） • 個人持込み可燃ごみ • 事業系可燃ごみ（一般廃棄物に因る） • 粗大、不燃ごみ処理から排出された可燃物等
計画ごみ質	<ul style="list-style-type: none"> • 低質ごみ：5,910 kJ/ka • 基準ごみ：11,460 kJ/ka • 高質ごみ：14,760 kJ/ka <p>計画ごみ質は、現施設の実績を基に設定。</p>
稼働時間	1日24時間

注) 低質ごみは、水分が多い厨芥類（生ごみ）等を多く含む低熱量の低いごみ質をいう。基準ごみは平均的なごみ質をいう。高質ごみは、プラスチック類や紙類等を多く含む熱量の高いごみ質をいう。

出典：印西市環境整備事業組合「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画 平成28年4月」より作成

3. 次期施設の計画概要

次期施設の計画概要は表 2.3-3 及び書 2.3-4 に示すとおりである。また、廃棄物の受入時間計算表 2.3-6 に示すとおりである。

表 2.3-3 廃棄物処理施設の計画概要

項目	概要
対象ごみの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支那産肉類ごみ（収集ごみ） ・ 個人産肉類ごみ（集積ごみ） ・ 事業系肉類ごみ（一般廃棄物に限る） ・ 産肉、下骨ごみ肉類から抽出された肉類物等 ・ 紙や屑紙 ・ 果物廃棄物
計画ごみ量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低質ごみ：7,100 kJ/2t ・ 通常ごみ：10,100 kJ/2t ・ 高質ごみ：12,200 kJ/2t <p>計画ごみ量は、現施設の実績を基に設定。</p>
稼働時間	：日 24時間

注）低質ごみは、水分が多い豚骨類（牛ごみ）等を多く含む低熱量の低いごみ量をいう。通常ごみは平均的なごみ量をいう。高質ごみは、プラスチック類や紙類等を多く含む高熱量の固いごみ量をいう。

(2)施設整備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由かへの回答は不十分なもので、その後の確認結果はいかがか

(3) 施設規模の算定

① 廃棄物焼却施設

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画」（平成31年3月 印西市・白井市・柴町・印西地区環境整備事業組合）における目標達成時（2033年度）の焼却処理量（38,168t）を基に、災害廃棄物の焼却処理量（3,500t）を考慮し、以下に示すように算定した。

$$\text{日平均処理量} \div \text{実際稼働率} \div \text{調整稼働率} = \text{施設規模}$$

$$\frac{38,168 \text{ t} + 3,500 \text{ t}}{365 \text{ 日}} \div 0.767 \div 0.96 = 155.1 \approx 156 \text{ t/日}$$

なお、実際稼働率は補修整備期間等による稼働停止期間を考慮した係数をいう。廃棄物焼却施設では、稼働停止日数を年間85日間と見込んでおり、稼働日数は年間280日間（365日－85日）であることから、実際稼働率は280日÷365日＝0.767となる。また、調整稼働率は故障修理等の一時停止による能力低下を考慮した係数をいう。一時停止の日数は約15日間を想定していることから、調整稼働率は（365日－15日）÷365日＝0.96となる。

② リサイクルセンター

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画」（平成31年3月 印西市・白井市・柴町・印西地区環境整備事業組合）における目標達成時（2033年度）の破砕・選別処理量（2,177t）を基に、「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画」（平成28年4月 印西地区環境整備事業組合）の方法に従い、以下に示すように算定した。

$$\text{日平均処理量} \div \text{実際稼働率} \div \text{調整稼働率} = \text{施設規模}$$

$$\frac{2,177 \text{ t}}{365 \text{ 日}} \div 0.673 \div 0.96 = 9.2 \approx 10 \text{ t/日}$$

なお、リサイクルセンターの稼働日数は月曜から金曜（土日、祝日、年末年始を除く）の年間246日間であることから、実際稼働率は246日÷365日＝0.673となる。また、調整稼働率は廃棄物焼却施設と同様で、（365日－15日）÷365日＝0.96となる。

2. 施設規模の算定

準備書

(1) 廃棄物焼却施設

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画（令和5（2023）年3月）（印西地区環境整備事業組合・印西市・白井市・栄町）における目標達成時（2028年度）の焼却処理量（40,525t）をもとに、既存廃棄物の焼却処理量（1,200t）を考慮し、以下に示すように算定した。

日平均処理量÷実稼働率÷調整稼働率＝施設規模

$$\frac{40,525\text{t} + 1,200\text{t}}{365\text{日}} \div 0.767 \div 0.96 = 155.8 \approx 156\text{t/日}$$

なお、実稼働率は補修整備期間等による稼働停止期間を考慮した係数をいう。廃棄物焼却施設では、稼働停止日数を年間86日間と見込んでおり、稼働日数は年間279日間（365日－86日）であることから、実稼働率は279日÷365日＝0.767となる。また、調整稼働率は故障修理等の一時停止による能力低下を考慮した係数をいう。一時停止の日数は約15日間を想定していることから、調整稼働率は（365日－15日）÷365日＝0.96となる。

(2) リサイクルセンター

施設規模は、「印西地区ごみ処理基本計画（令和5（2023）年3月）（印西地区環境整備事業組合・印西市・白井市・栄町）における目標達成時（2028年度）の破碎・選別処理量（2,697t）を基に、「次期中期処理施設整備事業施設整備基本計画」（平成25年4月）（印西地区環境整備事業組合）の方法に従い、以下に示すように算定した。

日平均処理量÷実稼働率÷調整稼働率＝施設規模

$$\frac{2,697\text{t}}{365\text{日}} \div 0.778 \div 0.96 = 9.8 \approx 10\text{t/日}$$

なお、リサイクルセンター稼働日数は年間284日間を計画していることから、実稼働率は284日÷365日＝0.778となる。また、調整稼働率は廃棄物焼却施設と同様で、（365日－15日）÷365日＝0.96となる。

(3) 準備書の進捗状況はどうか。

memo

6. 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会に関して

(1) 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の選定結果が公表されたが、内容は途中で公表しても、支障となるような内容でないことが多いと思われるので、早期に公表すべきであったと思うが、いかがか。

(2) 同規模、同一会社の比較表を見ると、コストパフォーマンスが見られるか？

	大牟田・荒尾清瀬施設運営会社の「新ごみ処理施設整備・運営事業」	新宮地区環境整備事業組合
代表企業	JFEエンジニアリング 株式会社 九州支店	JFEエンジニアリンググループ
【構成】	JFEエンジニアリング 株式会社 JFE環境サービス 株式会社 JFE環境テクノロジー 株式会社 テスコ 株式会社	JFEエンジニアリング 株式会社 JFE環境サービス 株式会社
【協力企業】	新田建設工業 株式会社 九州支店 東電電気工事 株式会社	高付社 アジア開発興業 サイトウ 小川工務店
建設場所	大牟田市深瀬町473-1、474、475-1、475-2番地 敷地面積(約)30,951m ²	新宮市吉岡字長谷646ほかの敷地約2.4ha
事業内容	施設の設計・建設工事 施設の運営・設備管理運営	施設の設計・建設工事 施設の運営・設備管理運営
施設概要	処理能力：156t/24h (78t/24h×2回) 処理方式：ストロー式 処理時間：19.0時間 処理対象物：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃雑草、燃費削減のため	処理能力：156t/24h (78t/24h×2回) 処理方式：ストロー式 処理時間：17.5時間 処理対象物：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃雑草、燃費削減のため
事業方式	DBO方式：Design：設計、Build：建設、Operate：運営	DBO方式：Design：設計、Build：建設、Operate：運営
	大牟田・荒尾清瀬施設運営会社の「新ごみ処理施設整備・運営事業」新宮地区環境整備事業組合	
契約金額	336億7,900万円 (総額)	336億7,900万円 (総額) 設計・建設196億2,000万円 運営・設備管理93億8,500万円 予定価格37,198,800,000円(消費税及び地方消費税等)と4,830,800,000円(設計・建設)と85,640,000円(入札費比較)と33,218,000,000円(消費税及び地方消費税等)と99,911,000,000円(総額)
設計・建設	336億7,900万円 (総額)	設計・建設196億2,000万円 新宮地区環境整備事業組合は、設計・建設の予定価格を196億7,900万円と定めた。設計・建設の予定価格を196億2,000万円と定めた。
設計・建設期間	設計・完工期間(※2028年6月30日まで)	設計期間(※2028年4月10日から2028年3月31日まで)と建設期間(※2028年4月10日から2028年3月31日まで)と20年度
運営・設備管理	336億7,900万円 (総額)	運営・設備管理93億8,500万円 新宮地区環境整備事業組合は、運営・設備管理の予定価格を93億8,500万円と定めた。
運営期間	事業期間は2028年6月30日から2048年3月31日まで	2028年4月から2048年3月31日まで(運営・設備管理)と20年度(設計・建設)と20年度(設計・建設)
次期中間処理施設整備運営事業者		エックス新宮研究所
事前公表した予定価格	予定価格37,198,800,000円(消費税及び地方消費税等)と4,830,800,000円(設計・建設)と85,640,000円(入札費比較)と33,218,000,000円(消費税及び地方消費税等)と99,911,000,000円(総額)	
余剰電力		新工場の電力を使用して発電した電力は施設の従属電力に充てるほか、余剰
技術審査(審査項目及び配点)	公開 技術審査の得点(満点60点) 環境審査の技術審査に関する得点化方法	公開 技術審査の得点(満点50点)
入札回数は	公開	公開 入札回数の得点(満点50点)

7. 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。

協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、

組合の管理者が 藤代 健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？

レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。

8. 令和6年度印西地区ごみ処理実施計画について

令和6年度印西地区ごみ処理実施計画が資料として添付されているが、組合のホームページに掲載されていないのは、いかなる理由か。

9. 印西市がホームページに掲載している「一般廃棄物処理概要」で、「(6)ごみ処理コスト推移

◎収集運搬コスト ◎印西クリーンセンター維持管理コスト」がなくなっているのはいかなる理由か？

白井市、柴町も同様のデータを比較したいので提供を依頼したい。

10. 印西市のホームページに「【随時更新】印西市の1人1日当たりのごみ排出量」が掲載されているが、反響等はいかがか。

11. 組合ホームページで、「環境委員会だより」にNEWが表示されていないのはなぜか？

12. 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2) ①排出ガス測定 の区分 水銀(Hg)の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11と表示されているのは、いかなる理由か？数字の根拠を示されたい。

(2)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の1号炉の測定値が0と記入されているが、正しいのか？

(4)14ページの最下部に「※放射線測定器(環境放射線モニタ PA-1000 Radi)は年1回専門業者へ点検に出しています。」という記載があるが、校正ではないのでしょうか。昨年度の期間はいつか。点検の期間は測定を行わなかったのか？への回答をされたい。

13. 次期中間処理施設整備事業で、

(1)印西都市計画ごみ焼却場の変更に係る案の縦覧は終了したが、その後の進捗状況は？

(2)環境影響評価の進捗状況は？

(3)水銀除去設備はどのようなものか？

14. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込・10kg未満の場合270円)消費税込み)から310円/10kg+消費税に変更されるとのこと、周辺の同業者と比較して競争力はあるのか？

第2回環境委員会での[]の質問

1. 第1回環境委員会の組合の回答から

(1) 放射性物質の測定測定結に関する報告から

住民側委員の月に1回測定している放射性セシウムの測定結果に関する質問で、「令和5年度は、飛灰が2月は63ベクレル、3月は95ベクレルであったが、令和6年度になると飛灰が4月で230ベクレル、5月は240ベクレルで3倍くらい上がっている。主灰も令和5年で2月は23ベクレル、3月は26ベクレルだったが、令和6年度では4月は67ベクレル、5月で40ベクレルと上がっている。この理由はありますか？」

これに対する組合の回答は、「それは、組合側も気が付いていた。測定会社が、令和5年度は永山環境科学研究所が行っていたのが、令和6年度から上総環境調査センターに代わったので、測定方法に違いがあるのかなど調べて次回にご報告します」

- ・ 調査結果をご報告願います。

(2) プラスチック資源循環法の施行

前回の環境委員会で容器包装以外のプラスチックごみについて小生の質問に組合は次のように回答されました。

- ・ 住民は現在使用中の容器包装用の袋に入れて出せる。
- ・ 対象のプラスチックは、容器包装以外の資源化できる製品プラスチックで、100%プラスチック製の製品で、中間処理の関係で、大きさが50cm以下のもの（それより大きければ砕いて回収袋に入るなら出せる）で厚さが5mm未満のもの。
- ・ 汚れた製品プラスチックは洗って汚れが落ちれば出せる。
- ・ 回収は令和7年10月から開始するが、住民への説明・周知は令和7年4月から行う。
- ・ 住民から要請があれば、説明会を開催する。
- ・ 資源ごみとして出したプラスチックは、容器包装プラスチックと一緒に組合が指定する業者（現在は榊佐久間）が回収し、資源化する。
- ・ 今年の7月に白井市のある地区で実際にプラスチック製品を集めてもらうモデル地区収集事業を実施します。6月にはその周知を行ったが特段問題はなかったと聞いています。
- ・ ⑥ 可燃プラスチックは燃やすごみの中に含まれる資源化できないプラスチックのことを指しております。…「令和7年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみとは別の物ということになります」
- ・ ⑦ 現在達成目標の進捗状況の公表は、「排出原単位」を考えておりまして、個々の数値の計測は考えておりません。

そこで質問します。

- ① 資源化出来る製品プラスチックは、何故大きさが50cm以下なのか、環境省の指示とは？それ以上大きいと単に今のプラスチック製容器包装の袋には入らないからだということですか？

- ② 回収できるプラスチックごみの厚さは、何故、5mm 未満なのですか？5mm 以上あれば処理できない理由を教えてください。
- ③ 製品プラスチックが 50cm 以上あれば、砕いて 50cm 以下にすればいいと言われますが、金づち等で砕いた時、破片が飛び散るので危険です。また年寄は力がないので出来ません。粗大ごみに出すほど大きくなかったら、「プラスチック」と名札をつければ回収業者が細かくする？
- ④ 7月に白井市で実施した「モデル地区収集事業」の成果は出ましたか？問題点等ありましたか？
- ⑤ 組合は、この施行は白井市と印西市が協議しながら進めると言っておりますが、何故、栄町が参加しなかったのですか？栄町は以前からプラスチックを燃やさないで資源化していた？
- ⑥ 新たに回収する製品プラスチックは 100%プラスチック製のものと説明されますが、どの程度ですか？金属やゴム等も混じっていると思われませんがどの程度なら許容されますか？
- ⑦ 組合の回答⑥で、「令和 7 年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみとは別の物ということとなります」の意味が分かりません。
- ⑧ 組合の回答⑦で、「現在達成目標の進捗状況の公表は、「排出原単位」を考慮しており、個々の数値の計測は考慮しておりません」は何のことですか？「排出原単位」とは何のことですか？ 組合が決めた「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和 10 年度までに約 40%削減する（家庭）や、燃やすごみの資源化可能プラスチックを令和 10 年度までに約 70%削減する（家庭系、事業系）」は、測定できないということですか？測定できない方針をどうやって評価するのですか？
- ⑨ 施行後の成果（可燃ごみから製品プラスチックが資源物としてどの程度回収されたか）が、測定できないのなら、クリーンセンターで年 4 回測定し環境委員会で報告されている「ごみ質分析（調査測定）のプラスチック類の測定値」を見ればその傾向が把握できます。令和 5 年度のプラスチック類の平均値は 34.3%でしたが、毎年、ほぼ一定しています。可燃ごみのプラスチック類が資源物になれば、この値が減少するはずですが、ぜひ検討して下さい。

2. 管理者の変更

7月21日に行われた印西市の市長選挙で、12年前に現職の市議会議員であった板倉正直氏が、当時、現クリーンセンターの数百メートル離れた所に次期ごみ焼却施設の建設が決まっていたが「駅前にごみ焼却施設を建てさせない！」として立候補し当選し、その結果、吉田地区に新クリーンセンターを建設することになりました。板倉氏は市長を3期12年務めました。今回の市長選では「クリーンセンターの完成を見届ける」として4期目の立候補をしましたが落選しました。今回新市長に当選した藤代健吾氏（39歳）は、早稲田大学政経卒（ワシントンD.C留学）で、国際協力銀行（香港駐在）等を経て現在は印西でまちづくり会社を創業した経営コンサルタントで、「日本一、世界一を目指し、全ての市民と印西市の未来を築きたい」として立候補し当選。

そこで、質問します。

- ① 当然、印西地区環境整備事業組合の管理者は板倉正直氏から藤代健吾氏に代わると思いますが、いつから藤代健吾氏が管理者に就任しますか？
- ② 新任の藤代健吾氏は、現在のクリーンセンター及び新クリーンセンターについてどのようなポリシーを述べていますか？印西市の立ち上げに忙しいので後回しですか？

以上

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和6年度第2回環境委員会）

質 問 事 項	回 答
<p>1. 指定廃棄物の件</p> <p>(1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。</p> <p>(2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認の予定は決定し、実施されたか。終了している場合は結果を教授願いたい。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 特に進捗はございません。</p> <p>(2) 環境省より、今年度の指定廃棄物(放射性物質)の立入検査については、9月頃に実施したいとの連絡がありました。現在のところ、実施についての連絡は、無い状況です。</p>
<p>2.</p> <p>(1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7)排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、</p> <p>「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。</p> <p>経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。</p> <p>これは、不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。への回答で組合側の資料の提供を約束しているが、何ら実行されていないのは、真摯な態度とは考えられない。</p> <p>このような状況になるのはいかなる理由であるかを説明されたい。</p>	<p>2.</p> <p>(1)</p> <p>今回の環境委員会の資料に、協定書の改正について資料6として添付させていただきました。</p> <p>平成19年(2007年)度の協定書の改正では、1997年に改正された排ガス中の重金属部分の改正が行われ、測定できる金属の種類として、カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、測定項目に入っていませんでした。</p> <p>印西クリーンセンターの環境委員会発足時に他の清掃工場の環境委員会の運営等を参考とした際に、カルシウム、銅、亜鉛の3項目は、JIS K 0083の重金属類の排ガス分析に検査項目には無かったものの、令和4年度までJIS K 0083の測定方法を利用し測定した数値として、報告していましたが、令和5年度より測定項目から除外し、※印による注意書きと経緯を記載することとなりました。</p>
<p>3. 住宅宿泊事業者(民泊)の件</p> <p>「a.)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b.)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はどうか(印西市が4月22日に「民泊サービスお考えの皆様へ」を掲出したことは確認している)。</p>	<p>3.</p> <p>a) 千葉県ホームページ等により把握しております。</p> <p>b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により適正に処理するよう通知をしております。</p>

<p>(2) マンションのゲストルームを民泊として勝手に貸し出しする可能性があるという情報がある。要注意と思われる。</p>	<p>(2) マンションのゲストルームを民泊として貸し出しているという情報は、把握しておりません。</p>
<p>4. 会議録の作成が遅いのはいかなる理由か？ 従来と比較すると、多少改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。 改善策は見いだされたか。(会議の内容を文書化する文字起こしのソフトは多様であるが)への回答でワードの文字起こしに言及していたが、その結果はいかがか？</p>	<p>4. 昨年度中の委託による会議録の作成は、ホームページの掲載まで8週間程度かかっていたが、ワードの文字起こし機能を利用し、5週間程度に短縮しました。 現在、これが一番早いものと考えています。</p>
<p>5.(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業(条例対象事業)の環境影響評価に関して 「千葉県の(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の環境影響評価で、環境影響評価委員会の答申(令和3年12月17日)と令和4年1月17日:知事意見の通知はいわば宿題と思われるが、組合の対応は全く見えない。項目ごとに対応を説明いただきたい。」に対して、項目のみの説明があったが、不十分であった。 環境影響評価準備書が令和5年10月3日から11月1日まで縦覧、環境影響評価準備書説明会が令和5年10月21日、令和5年10月22日(日)を開催日として、環境影響評価準備書の意見の提出が令和5年11月16日を提出期限として行われた。 (1)環境影響評価準備書の「対象事業の施設の種類、規模、概要等」で、「燃焼施設」の「対象ごみ」に「脱水汚泥」が記載されているのはいかなる理由かへの回答は不十分なものである。進捗はいかがか。 (2)施設整備の算定に関して、方法書と準備書で数値の変更があるのはいかなる理由かへの回答は不十分なもので、その後の確認結果はいかがか。 (3)準備書の進捗状況はいかがか。</p>	<p>5. (1)印西地区衛生組合において計画している新たなし尿処理施設から排出される脱水汚泥について、記載したものです。 脱水汚泥については、衛生組合より打診は受けておりますが、扱いについて決定しているものではありません。 (2)方法書及び準備書の数値の変更につきましては、作成時点でのごみ処理基本計画の数値を基にしていることから、数値の変更が生じたものです。平成31年3月に作成したごみ処理基本計画の数値により方法書を作成し、令和5年3月に作成したごみ処理基本計画の数値により準備書を作成しているため数値の変更があるものです。 数値につきましては、減量化施策と人口予測等から稼働開始時以降の焼却量や災害廃棄物の焼却処理量が処理できる施設規模となっております。 (3)環境影響評価の進捗状況としまして、評価書の取りまとめが完了し、10月位に公告縦覧を予定しています。</p>
<p>6. 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会に関して (1)次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の選定結果が公表されたが、内容は途中で公表しても、支障となるような内容でないことが多いと思われるので、早期に公表すべきであったと思うが、いかがか。</p>	<p>6. (1)第1回の次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会において、2回以降については、入札に関する実施方針や入札公告、募集要項、落札者決定基準等の審議内容であり、公平公正に事業者を選定するため</p>

<p>(2) 同規模、同一会社の比較表を見ると、コストパフォーマンスが見られるか？</p>	<p>非公開とすることとされたものです。</p> <p>(2) 建設工事の内容及び運営維持管理監理業務の詳細が確認できないため、一概にコスト比較は困難ではありますが、価格点と非価格要素点を50:50として、総合評価一般競争入札を実施したことにより、優れた事業者提案をいただきながら、価格につきましても抑えられたものと考えております。</p>
<p>7. 協定書の整理について 「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。 今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、 組合の管理者が藤代健吾印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？ レクチャーで環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。</p>	<p>7. 「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」の改正については、記載内容を修正するたびに修正部分のみを変更する溶け込み方式を採用しているところです。組合条例についても溶け込み方式を採用しています。 よって、現在の協定書は、記載されている内容が協定のすべてであると認識しています。 組合全体の概要につきましては説明をしておりますが、個別の詳細につきましては、今後説明していく予定です。</p>
<p>8. 令和6年度印西地区ごみ処理実施計画について 令和6年度印西地区ごみ処理実施計画が資料として添付されているが、組合のホームページに掲載されていないのは、いかなる理由か。</p>	<p>8. 令和6年度印西地区ごみ処理実施計画につきましては、組合ホームページトップ画面のお知らせでは掲示していませんでしたが、印西クリーンセンター内のごみ処理基本計画と同じ並びに、年度当初より、掲載しております。</p>
<p>9. 印西市がホームページに掲載している「一般廃棄物処理概要」で、「(6)ごみ処理コスト推移◎収集運搬コスト ◎印西クリーンセンター維持管理コスト」がなくなっているのはいかなる理由か？ 白井市、栄町も同様のデータを比較したいので提供を依頼したい。</p>	<p>9. 指標に用います印西地区環境整備事業組合の決算額が定まったときに、ご指摘の内容を確定し追加するものでしたが、その作業が漏れたままの掲出になっておりました。 現在は、当該内容を追加、修正対応いたしまして、公開しております。 また、白井市と栄町では、一般廃棄物処理概要を作成していません。そのため、提供できません。</p>

<p>10. 印西市のホームページに「【随時更新】印西市の1人1日当たりのごみ排出量」が掲出されているが、反響等はいかがか。</p>	<p>10. 直接ご意見等をいただいたことはございませんが、ホームページ等で情報を掲出することにより、市民のごみ減量に係る意識啓発や、減量化の推進につながるものと考えております。</p>
<p>11. 組合ホームページで、「環境委員会だより」に NEW が表示されていないのはなぜか？</p>	<p>11. 「環境委員会だより」の NEW マークにつきましては、更新作業において表示が抜けてしまったことから、注意を払い更新作業を行います。</p>
<p>12. 「報告事項操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表一2)①排出ガス測定の区分 水銀(Hg)の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11 と表示されているのは、いかなる理由か？ 数字の根拠を示されたい。 (2)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の表一2)②排出ガス測定(ダイオキシン類)の【2.焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】の1号炉の測定値が0と記入されているが、正しいのか？ (3)14 ページの最下部に「※放射線測定器(環境放射線モニタ PA-1000Radi)は年1回専門業者へ点検に出しています。」という記述があるが、較正ではないのでしょうか。昨年度の期間はいつか。点検の期間は測定を行わなかったのか？への回答をされたい。</p>	<p>12. ガス状 0.11 と粒子状 0.0011 の根拠については、環境省から出されている排ガス中の水銀測定についての中の「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」の中の定量下限を参考としており、合計値の表示は、事業者の負担を軽減する観点から、排ガス中の全水銀に占める粒子状水銀の質量比が十分に低いことが確認できた場合には、ガス状水銀のみの測定結果をもって全水銀の測定結果に代えることができるとされています。 (2)平成16年12月27日環境省告示第80号別表「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法」で測定したところ事業者から0と報告を受けたことから記載しているものです。 (3)専門業者からの請求書等の記載で点検料となっていたことから、点検とさせていただいているところです。点検終了の際には、校正証明書が発行されています。 また、令和5年度につきましては、令和6年2月2日に実施しております。点検の期間は、代替りの測定器を用意し、測定しています。</p>
<p>13. 次期中間処理施設整備事業で、 (1)印西都市計画ごみ焼却場の変更に係る案の縦覧は終了したが、その後の進捗状況は？ (2)環境影響評価の進捗状況は？ (3)水銀除去設備はどのようなものか？</p>	<p>13. (1)都市計画変更手続きとしましては、環境影響評価と並行して進めております。都市計画変更手続きとしましては、令和6年7月31日開催の印西市都市計画審議会において、付議された議案第1号「印西都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更(都市計画決定)について」により</p>

	<p>審議した結果原案のとおり決し、都市計画決定権者である印西市において、答申を受け、千葉県協議についても「意見なし」の回答をいただき、都市計画決定され、令和6年10月位に都市計画変更の公告・縦覧を行い手続きが完了する予定です。</p> <p>(2) 環境影響評価の進捗状況としまして、評価書の取りまとめが完了し、10月に公告縦覧を予定しています。</p> <p>(3) 次期施設で導入する水銀除去設備としましては、バグフィルタ入口に活性炭を吹き込む有害ガス除去設備がございます。</p> <p>煙突に設置された排ガス計測器によって水銀が検知されると、バグフィルタ入口の活性炭吹込み量を増加させ、活性炭によって吸着された水銀はバグフィルタによって捕集します。</p>
<p>14. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込・10kg未満の場合270円)消費税込みから310円/10kg+消費税に変更されるとのこと、周辺の同業者と比較して競争力はあるのか？</p>	<p>14.</p> <p>令和6年10月1日より事業系一般廃棄物処理手数料を310円/10kg+消費税に変更予定ですが、これはごみ処理経費の増加に対応するためのもので、受益者負担の原則による処理手数料の改正となります。</p> <p>また、県内他市町村の状況については確認しておりますが、上記理由による改正であり、他市町村等と競うものとは考えておりません。</p>
<p>15. 放射性物質の測定結果に関する報告から</p> <p>住民側委員の月に1回測定している放射性セシウムの測定結果に関する質問で、「令和5年度は、飛灰が2月は63ベクレル、3月は95ベクレルであったが、令和6年度になると飛灰が4月で230ベクレル、5月は240ベクレルで3倍くらい上がっている。主灰も令和5年で2月は23ベクレル、3月は26ベクレルだったが、令和6年度では4月は67ベクレル、5月で40ベクレルと上がっている。この理由はありますか？」</p> <p>これに対する組合の回答は、「それは、組合側も気が付いていた。測定会社が、令和5年度は永山環境科学研究所が行っていたのが、令和6年度から上総環境調査センターに代わったので、測定方法に違いがあるのかなど調べて次回にご報告します」。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果をご報告願います。 	<p>15.</p> <p>【測定者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の放射性物質測定業務は、株式会社永山環境科学研究所です。 令和6年度の放射性物質測定業務は、東京テクニカル・サービス株式会社です。 <p>【測定方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の放射性物資の測定については、機器(NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ)を用いて測定を行っていました。分析条件については、測定試料:主灰・飛灰、測定時間:1200秒、検出下限値:10 Bq/kg、測定試料量:900g程度の試料量で測定を行っていました。 令和6年度の放射性物資の測定については、機器(ゲルマニウム半導体検出器)を用いて測定を行っています。分析条件については、測定試

	<p>料:主灰・飛灰、試料容器:U-8 容器、測定時間:2000秒、検出下限値:10Bq/kg 測定試料量:120g程度の試料量で毎月測定を行っています。</p> <p>【測定結果について】</p> <p>令和5年度及び令和6年度の放射性物質の測定については、放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省 平成25年3月 第2版)で定められた方法で測定を行い、国に毎月、測定結果を報告している状況です。</p>
<p>16. プラスチック資源循環法の施行</p> <p>前回の環境委員会で容器包装以外のプラスチックごみについて小生の質問に組合は次のように回答されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民は現在使用中の容器包装用の袋に入れて出せる。 ・ 対象のプラスチックは、容器包装以外の資源化できる製品プラスチックで、100%プラスチック製の製品で、中間処理の関係で、大きさが 50cm 以下のもの(それより大きければ砕いて回収袋に入るなら出せる)で厚さが 5mm 未満のもの。 ・ 汚れた製品プラスチックは洗って汚れが落ちれば出せる。 ・ 回収は令和 7 年 10 月から開始するが、住民への説明・周知は令和 7 年 4 月から行う。住民から要請があれば、説明会を開催する。 ・ 資源ごみとして出したプラスチックは、容器包装プラスチックと一緒に組合が指定する業者(現在は株佐久間)が回収し、資源化する。 ・ 今年の 7 月に白井市のある地区で実際にプラスチック製品を集めてもらうモデル地区収集事業を実施します。6 月にはその周知を行ったが特段問題はなかったと聞いています。 ・ ⑥ 可燃プラスチックは燃やすごみの中に含まれる資源化できないプラスチックのことを指しております。…「令和 7 年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみとは別の物ということになります」 ・ ⑦ 現在達成目標の進捗状況の公表は、「排出原単位」を考えておりまして、個々の数値の計測は考えておりません。 <p>そこで質問します。</p>	<p>16.</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象となる製品プラスチックの大きさにつきましては、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に基づくもので、プラスチック製容器包装用の指定袋は、住民が出しやすくするために使用するものです。 ② 対象となる製品プラスチックの厚さにつきましても大きさと同じく環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に基づいているもので、それに基づき容器包装リサイクル協会の入札は、容器包装プラスチックのみか、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合物の2種類となっており、組合での製品プラスチックの再資源化については、容器包装リサイクル協会に委託している関係上、混合での再資源化となります。 ③ 50 cm以上の製品プラスチックを捨てる方がそのものを砕くことが不可能な場合は、可燃ごみとして出していただくか、製品プラスチックとして出された場合、中間処理の過程で再資源化が不可能なものや不適物を取り除かれ、処理されることとなります。 ④ 7月に実施したモデル地区収集事業の結果につきまして、製品プラスチックは、全体割合の6%という結果になりました。 <p>特段問題点等はありませんでしたが、収集に対する課題といたしまして、対象物の周知方法は、もちろんですが、ペットボトルをプラスチック</p>

- ① 資源化出来る製品プラスチックは、何故大きさが 50cm 以下なのか、環境省の指示とは？それ以上大きいと単に今のプラスチック製容器包装の袋には入らないからだということですか？
- ② 回収できるプラスチックごみの厚さは、何故、5mm 未満なのですか？5mm 以上あれば処理できない理由を教えてください。
- ③ 製品プラスチックが 50cm 以上あれば、砕いて 50cm 以下にすればいいと言われますが、金づち等で砕いた時、破片が飛び散るので危険です。また年寄は力がないので出来ません。粗大ごみに出すほど大きくなかったら、「プラスチック」と名札をつければ回収業者が細かくする？
- ④ 7月に白井市で実施した「モデル地区収集事業」の成果は出ましたか？問題点等ありましたか？
- ⑤ 組合は、この施行は白井市と印西市が協議しながら進めると言っておりますが、何故、栄町が参加しなかったのですか？栄町は以前からプラスチックを燃やさないで資源化していた？
- ⑥ 新たに回収する製品プラスチックは 100%プラスチック製のものと説明されますが、どの程度ですか？金属やゴム等も混じっていると思われませんがどの程度なら許容されますか？
- ⑦ 組合の回答⑥で、「令和 7 年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみとは別の物ということになります」の意味が分かりません。
- ⑧ 組合の回答⑦で、「現在達成目標の進捗状況の公表は、「排出原単位」を考えており、個々の数値の計測は考えておりません」は何のことですか？「排出原単位」とは何のことですか？
- 組合が決めた「燃やすごみの中の可燃プラスチックを令和 10 年度までに約 40%削減する(家庭)や、燃やすごみの資源化可能プラスチックを令和 10 年度までに約 70%削減する(家庭系、事業系)」は、測定できないことですか？測定できない方針をどうやって評価するのですか？
- ⑨ 施行後の成果(可燃ごみから製品プラスチックが資源物としてどの程度回収されたか)が、測定できないのなら、クリーンセンターで年4回測定し環境委員会で報告されている「ごみ質分析(調査測定)のプラスチック類の測定値」を見ればその傾向が把握できます。令和5年度のプラス

製容器包装用の袋に入れて出すものと勘違いされていると思われる方が見受けられました。

- ⑤ 栄町の収集運搬は、組合ではなく、町単独で行っていることから、製品プラスチックの再資源化は、栄町が独自に行うものとなっています。
- ⑥ 対象となるものは、100%プラスチック製のものとなりますので、程度に関わらず、金属やゴム等が混じっている時点で再資源化が出来ません。
- ⑦ 「令和 7 年度中から中止を開始する資源化プラスチックごみ」につきましては、「令和7年度中から収集を開始する資源化可能プラスチックごみ」の誤りです。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。
- ⑧ 毎年度、ごみ処理基本計画の基本理念及び基本方針の実現に向けた施策の達成目標に対する進捗状況につきましては公表しておりません。ごみの減量化につきましては、毎年度公表している排出原単位から読み取っていただくものと考えています。
- また、ごみ処理基本計画では、数値目標について、令和10年度を中間目標年として、家庭系ごみの排出原単位、事業系ごみ排出量、リサイクル率の数値目標の達成状況から、計画の進捗状況を確認するとともに、その結果をもとに数値目標や施策の見直しを行うこととして、その内容をホームページ等で公表することとなっています。
- ⑨ プラスチック類の測定値につきましては、ごみピットに存在する、各家庭から排出された汚れの落ち切らない容器包装プラスチックや、現在、可燃ごみとしている製品プラスチック、事業者から出されたリサイクルルートのないペットボトルなど、プラスチック類全体が報告されています。このプラスチック類が多少なりと資源として活用できれば、プラスチックごみが減少すると思われます。

<p>チック類の平均値は 34.3%でしたが、毎年、ほぼ一定しています。可燃ごみのプラスチック類が資源物になれば、この値が減少するはずで す。ぜひ検討して下さい。</p>	
<p>17. 管理者の変更</p> <p>7月21日に行われた印西市の市長選挙で、12年前に現職の市議会議員であった板倉正直氏が、当時、現クリーンセンターの数百メートル離れた所に次期ごみ焼却施設の建設が決まっていたが「駅前にごみ焼却施設を建てさせない！」として立候補し当選し、その結果、吉田地区に新クリーンセンターを建設することになりました。板倉氏は市長を3期12年務めました。今回の市長選では「クリーンセンターの完成を見届ける」として4期目の立候補をしましたが落選しました。</p> <p>今回新市長に当選した藤代健吾氏(39歳)は、早稲田大学政経卒(ワシントンD.C留学)で、国際協力銀行(香港駐在)等を経て現在は印西でまちづくり会社を創業した経営コンサルタントで、「日本一、世界一を目指し、全ての市民と印西市の未来を築きたい」として立候補し当選。</p> <p>そこで、質問します。</p> <ul style="list-style-type: none">① 当然、印西地区環境整備事業組合の管理者は板倉正直氏から藤代健吾氏に代わると思いますが、いつから藤代健吾氏が管理者に就任しますか？② 新任の藤代健吾管理者は、現在のクリーンセンター及び新クリーンセンターについてどのようなポリシーを述べていますか？印西市の立ち上げに忙しいので後回しですか？	<p>17.</p> <ul style="list-style-type: none">① 令和6年8月6日に開催した管理者・副管理者会議におきまして、藤代健吾印西市長が管理者に選任され、同日付で就任しております。② 現印西クリーンセンター及び新クリーンセンターのポリシーについてですが、現クリーンセンターについては、引き続き安全・安定した操業の堅持に努めることとして理解しております。 <p>新クリーンセンターについては、市民・移転先の方々の合意形成を進めながら整備を推進、また、施設から生じる排熱を活用し、地区の方々や民間企業のノウハウも活用しつつ、自然豊かな地域資源を活かしたにぎわいを創出する旨、マニフェストとされていることを確認しております。</p>

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書

年月日	記名捺印	
昭和62年12月13日 制定	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
	乙	周辺9自治会会長
	立会人	印西市長

平成11年3月31日 一部改正	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
	乙	周辺22自治会会長

第3条	100t/24h、2基とし、焼却量は100t/24h 100t/24h、3基とし、焼却量は300t/24h
第4条	3町2村を 1市2町2村 2 燃焼不適ごみ(電池、水銀等) 3 産業廃棄物を削除
第6条	別表1 排出ガス基準 ダイオキシン類追加
第8条	細則 ダイオキシン類追加

平成20年3月25日 一部改正	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
	乙	周辺32自治会会長

第6条	別表1 排出ガス基準 ダイオキシン類 1ng-TEQ/Nm ³ 以下 1ng-TEQ/Nm ³ 以下(1、2号炉) 0.5ng-TEQ/Nm ³ 以下(3号炉)	を	<table border="1"> <tr> <td>JISK 0083</td> <td>JISK 0083</td> </tr> <tr> <td>JISK 0096</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JISK 0097</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JISK 00221</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JISK 0222</td> <td>JISK 0222</td> </tr> </table>	JISK 0083	JISK 0083	JISK 0096		JISK 0097		JISK 00221		JISK 0222	JISK 0222
JISK 0083	JISK 0083												
JISK 0096													
JISK 0097													
JISK 00221													
JISK 0222	JISK 0222												
第8条	細則 重金属類												

H19 第1回
住民側要望

平成21年11月17日 一部改正	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
	乙	追加自治会(ガーデンハウス木刈)
別記	協定締結自治会 加入	

平成22年10月12日 一部改正	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
	乙	代表 内野東団地自治会
頭書き	改める。	
第2条	第1項中	改める。
第4条	第1項中	改める。
第8条	第1項中	改める。
別記	協定締結自治会等を細則から協定書へ	

平成23年9月2日 一部改正	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
	乙	追加自治会(大塚三丁目)
別記	協定締結自治会 加入	

平成24年1月25日 一部改正	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
	乙	追加自治会(コロネード原山)
別記	協定締結自治会 加入	

平成24年2月13日	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
一部改正	乙	追加自治会(原山花の丘)
別記	協定締結自治会 加入	

平成27年6月12日	甲	印西地区環境整備事業組合管理者
一部改正	乙	追加自治会(桜台12番街)
別記	協定締結自治会 加入	

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定
 排ガス中の重金属類の分析項目 (H20. 3. 25改正)

制定時期	規格	名称
1972	JIS K 0097	排ガス中のカドミウム及び鉛の分析方法
1975	JIS K 0096	排ガス中のクロム及びマンガンの分析方法
1976	JIS K 0084	排ガス中のニッケル分析方法
1976	JIS K 0083	排ガス中のバナジウム分析方法
1980	JIS K 0221	排ガス中のひ素分析方法
1981	JIS K 0222	排ガス中の水銀分析方法
1983	JIS K 0223	排ガス中のセレン分析方法
1983	JIS K 0224	排ガス中のベリリウム分析方法



改正時期	規格	名称
1997	JIS K 0083	排ガス中の金属分析方法 カドミウム・鉛・ニッケル・マンガン ・バナジウム・クロム・ベリリウム・ひ素 ・セレン
1997	JIS K 0222	排ガス中の水銀分析方法

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書（昭和62年12月13日）の一部を次のように改正する。

第3条 工場のごみ焼却能力は、100t/24h、3基とし、焼却量は300t/24h、とする。

第4条 焼却対象ごみは、原則として印西市、白井町、栄町、印旛村及び本埜村の1市2町2村から収集されたものとする。
やむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。

第6条

別表1 排出ガス基準（煙突出口）

項目	協定値
イオウ酸化物	50 ppm以下
ばいじん	0.03g/Nm ³ 以下
窒素酸化物	120 ppm以下
塩化水素	80 ppm以下
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下

1. 協定値は排ガス中残存酸素濃度12%換算値で、かつ、乾ガス基準で時間平均値とする。
但し、ダイオキシン類についてはダイオキシン類標準測定分析マニュアルによる。
2. ダイオキシン類の協定値については平成14年12月1日からの値とする。

第8条

細 則

項 目	類 度	測 定 方 法
排 ガ ス 分 析	硫黄酸化物	年6回(2ヶ月毎に一度) J I S K 0 1 0 3
	ばいじん	年6回(2ヶ月毎に一度) J I S Z 8 8 0 8
	塩化水素	年6回(2ヶ月毎に一度) J I S K 0 1 0 7
	窒素酸化物	年6回(2ヶ月毎に一度) J I S K 0 1 0 4
	ダイオキシン類	年1回以上 ダイオキシン類標準測定分析マニュアル
	重金屬類	年2回 J I S K 0 0 8 3 J I S K 0 0 9 6 J I S K 0 0 9 7 J I S K 0 2 2 1 J I S K 0 2 2 2
放流水分析	年1回 環告第59号 環告第64号 J I S K 0 1 0 2	
悪 臭	悪臭物質分析	年2回(2ポイント) 環告第9号(8項目)
	悪臭物質官能試験	年2回(2ポイント) 三点比較式臭袋法・千葉県
騒音測定	年2回(2ポイント) J I S Z 8 7 3 1	
振動測定	年2回(2ポイント) J I S Z 8 7 3 5	
ごみ質分析	年4回 環整第95号	

原山中央自治会

会 長

大山 敬広

原山町内会

会 長

望井 正敏

高花一丁目自治会

会 長

金子 寿彦

高花四丁目町内会

会 長

古澤 夏樹

小倉台アビック21自治会

会 長

王子 朝

ファーストスクエア小倉台自治会

会 長

倉島 克己

セカンドスクエア小倉台団地自治会

会 長

金丸 和

サードスクエア小倉台団地自治会

会 長

金本 秀樹

原山西町内会

会 長

和田 公明

木刈一丁目町内会

会 長

落合 伸二

ネオックス自治会

会 長

仙田 哲

上記のとおり、平成 11 年 3 月 31 日協議が整ったことを証明する。

平成 11 年 3 月 31 日

甲 印西地区環境整備事業組合

管理者

乙 小倉町内会

会 長

牧の木戸一丁目自治会

会 長

木刈三丁目町内会

会 長

木刈四丁目自治会

会 長

木刈五丁目自治会

会 長

内野町内会

会 長

内野西団地自治会

会 長

内野東団地自治会

会 長

内野中央団地自治会

会 長

内野南第一団地町内会

会 長

内野南第二団地町内会

会 長



印西クリーンセンターの操業及び 公害防止に関する協定書

印西クリーンセンターの操業及び 公害防止に関する協定書

印西地区環境整備事業組合（以下「甲」という。）と小倉町内会他30自治会〔別記（以下「乙」という。）〕は、印西クリーンセンター（以下「工場」という。）の操業に当たり公害の発生を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定する。

なお、甲は、本協定を締結するに当たり、余熱利用施設計画の推進、工場周辺の公園緑地及び緩衝地帯の確保並びに施設等の改善について、前向きに鋭意努力するものとする。

（協定の遵守）

第1条 甲は、工場において、環境保全対策を適切かつ充分に実施し、住民の不安を解消させるため、積極的に努力することとし、以下に定める事項を遵守する。

（委員会）

第2条 甲及び乙は、本協定の一切の事項に関して、その履行を確認するため、印西クリーンセンター環境委員会（以下「委員会」という。）を設置し、定期的を開催する。

この委員会の組織、運営及び協議すべき細目については、別に定める。

（ごみの焼却施設及び焼却量）

第3条 工場のごみ焼却施設は、100t/24h、3基とし、焼却量は300t/24h、とする。

2 甲は、焼却炉の増設及び建替をするときは、乙と協議のうえ、理解を得るものとする。

（ごみの焼却対象地域及びごみの種類）

第4条 焼却対象ごみは、原則として印西市、白井市、栄町、印旛村及び本埜村の2市1町2村から収集されたものとする。

やむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。

2 燃焼不適ごみ（電池、水銀灯等重金属含有物）は、燃焼対象ごみから除くものとする。

3 産業廃棄物は、焼却しないものとする。ただし、紙くず、木くず、繊維くずはこの限りでない。

（ごみ収集車等の通行規制及び搬出時間）

第5条 ごみ収集車、焼却灰・薬品等を扱う業務車は、あらかじめ甲、乙間で定めた搬出入路を使用するものとする。

2 ごみ収集車等の搬出入時間は、原則として8時から17時迄とする。

（公害防止協定値）

第6条 甲は、公害防止対策として、次の協定値を守るものとする。

- | | | |
|------------|--------------|-----|
| (1) 排出ガス基準 | (煙突出口) | 別表1 |
| (2) 騒音値 | (敷地境界線) | 別表2 |
| (3) 振動値 | (敷地境界線) | 別表3 |
| (4) 悪臭値 | (敷地境界線)(排出口) | 別表4 |
| (5) 水の排出基準 | | 別表5 |

なお、参考(値)として環境基準(値)を別表6に示す。

2 前項に定めのない物質のうち、法令等に規制値が定められている物質及び将来において、法令等により新たに規制値が定められた物質については、甲は法令に定める規制値を準用し、守らなければならない。

（補助燃料）

第7条 工場で使用する焼却炉の補助燃料は、白灯油とする。

（調査測定等）

第8条 甲は、環境保全対策として、次に定める事項について、調査測定し、委員会に報告するものとし、その方法については、細則によるものとする。

- (1) 搬入ごみ組成及びごみの量
- (2) 第6条に定めた排出ガス、騒音、振動、臭気等の調査を行う。
- (3) 排出ガス中の重金属類の精密測定を、年2回以上行う。

- (4) 環境基準(値)は、大気測定車等による固定点観測、記録を行う。
その方法については、委員会において別途協議する。

(施設保全)

第9条 甲は、常に工場の施設の点検整備を行い、その機能が完全に発揮出来るように、努めなければならない。

(異常時に対する措置)

第10条 甲は、工場施設の故障、破損、その他の事故で公害が発生した場合、及び第6条に定めた協定値を超えた場合は、速やかに操業の停止等の措置を講じ、その結果を乙に報告する。

又、この協定値を超えるおそれのある場合は、焼却量の削減等の公害防止に必要な措置を講ずるとともに、直ちにその状況を乙に通知する。

- 2 乙は、工場において第6条に定める協定値を超え、又は超えるおそれがあると判断した場合には、委員会に諮り甲に工場の操業の全部又は一部の停止等必要な措置をとるよう要求することが出来る。

なお、この判断基準は委員会にて決定するものとし、この場合、甲はこれに応ずるものとする。

- 3 前二項の場合、甲は15日以内にその原因を調査し、乙に報告するとともに、その日から30日以内にその対策を立案し、乙に説明し、その了承を得た後、6ヶ月以内に改善に着手するものとする。

- 4 前項において、甲が立案した対策では公害の防止が不十分であると乙が判断し、対案を提出したときは、委員会に諮り協議するものとする。

なお、この判断基準は委員会にて決定するものとし、甲は誠意をもって、これに応ずるものとする。

(工場への立入り)

第11条 甲は、乙の要請があった場合、乙による工場内への立入調査に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第12条 甲は、工場の操業によって、住民が被害を受け又は住民からの苦情の申し出があった場合は、直ちに誠意をもって、調査、測定を必要に応じて行い、これらの処理・解決にあたるものとする。

(被害補償)

第13条 甲は、工場の事業活動に伴い公害が発生し、その物質により住民に被害を与えた場合、委員会に諮り乙の要請により、健康診断を行うものとする。

2 公害の発生により、住民に損害を与えた場合、甲は、その被害に対する補償をするものとする。

又甲は、速やかに公害の発生を防止するため、施設の改善等必要な措置を講ずるものとする。

(協定違反に対する措置)

第14条 本協定に定める事項について、甲が違反したときは、乙は、甲に工場の操業停止を求めることが出来、甲はこれに応ずるものとする。

なお、その後の対応策については、甲、乙にて協議するものとする。

(事情変更による改定協議)

第15条 協定締結後、技術水準の向上、社会情勢の変化、その他事情の変更により、本協定に定める条項の全部又は一部が不適當となったときには、甲、乙はその改定について、協議することが出来る。この場合、双方誠意をもって、これに応ずるものとする。

(疑義解釈)

第16条 協定の解釈上、疑義が生じ、又は不都合が生じた場合の他、この協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲、乙誠意をもって、協議を行うものとする。

第6条

別表1 排出ガス基準（煙突出口）

項目	協定値
イオウ酸化物	50 ppm以下
ばいじん	0.03 g/Nm ³ 以下
窒素酸化物	120 ppm以下
塩化水素	80 ppm以下
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下（1、2号炉） 0.5 ng-TEQ/Nm ³ 以下（3号炉）

- 協定値は排ガス中残存酸素濃度12%換算値で、かつ、乾ガス基準で時間平均値とする。
但し、ダイオキシン類についてはダイオキシン類標準測定分析マニュアルによる。
- ダイオキシン類の協定値については平成14年12月1日からの値とする。

別表2 騒音値（敷地境界線）

時間区分	朝 6時から8時	昼間 8時から19時	夕 19時から22時	夜間 22時から翌6時
協定値	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル

別表3 振動値（敷地境界線）

時間区分	昼間 8時から19時	夜間 19時から翌8時
協定値	60デシベル	55デシベル

別表4 悪臭値 (敷地境界線)

種類	協定値
アンモニア	大気中における含有率が 1 ppm以下
メチルメルカプタン	〃 0.002 ppm以下
硫化水素	〃 0.02 ppm以下
硫化メチル	〃 0.01 ppm以下
トリメチルアミン	〃 0.005 ppm以下
臭気濃度	15 (目標値とする。)

悪臭値 (排出口)

種類	単位	協定値	
		煙突出口	臭突出口
トリメチルアミン	Nm ³ /H	2.44	0.266
アンモニア	Nm ³ /H	487.7	53.2
硫化水素	Nm ³ /H	9.8	1.06
臭気濃度		500 (目標値とする。)	

別表5 水の排出基準

項 目	協 定 値
カドミウム	0.01 mg/l以下
シアン	検出されないこと
有機リン	検出されないこと
鉛	0.1 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下
砒素	0.05 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと

別表6 環境基準 (値)

(参 考)

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

第8条

細則

	項目	頻度	測定方法
排ガス分析	硫黄酸化物	年6回(2ヶ月毎に一度)	JISK 0103
	ばいじん	年6回(2ヶ月毎に一度)	JISZ 8808
	塩化水素	年6回(2ヶ月毎に一度)	JISK 0107
	窒素酸化物	年6回(2ヶ月毎に一度)	JISK 0104
	ダイオキシン類	年1回以上	ダイオキシン類標準測定分析マニュアル
	重金属類	年2回	JISK 0083 JISK 0222
放流水分析		年1回	環告第59号 環告第64号 JISK 0102
悪臭	悪臭物質分析	年2回(2ポイント)	環告第9号(8項目)
	悪臭物質官能試験	年2回(2ポイント)	三点比較式臭袋法 ・千葉県
騒音測定		年2回(2ポイント)	JISZ 8731
振動測定		年2回(2ポイント)	JISZ 8735
ごみ質分析		年4回	環整第95号

別記

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定締結自治会

1. 小倉町内会
2. 牧の木戸一丁目自治会
3. 木刈三丁目町内会
4. 木刈四丁目自治会
5. 木刈五丁目自治会
6. 内野町内会
7. 内野西団地自治会
8. 内野東団地自治会
9. 内野中央団地自治会
10. 内野南第一団地町内会
11. 内野南第二団地町内会
12. 原山中央自治会
13. 原山町内会
14. 高花一丁目町内会
15. 高花四丁目町内会
16. 小倉台アビック21自治会
17. ファーストスクエア小倉台団地自治会
18. セカンドスクエア小倉台団地自治会
19. サードスクエア小倉台団地自治会
20. 原山西団地自治会
21. 木刈一丁目町内会
22. ネオックス自治会
23. 高花二丁目北自治会
24. 桜苑壱番街自治会
25. 桜苑貳番街自治会
26. 桜台3丁目自治会
27. プロムナード桜台3番街自治会
28. プロムナード桜台4番街自治会
29. プロムナード桜台6番街自治会
30. コープシティ桜台自治会
31. ミサワホームズ千葉桜台自治会

上記のとおり証明する。

平成20年 3月 25日

甲 印西地区環境整備事業組合

管理者 山 崎 山 洋



乙

1. 小倉町内会

会 長

積尾正好

2. 牧の木戸一丁目自治会

会 長

木曾修

3. 木刈三丁目町内会

会 長

花田公

4. 木刈四丁目自治会

会 長

東伸彰

5. 木刈五丁目自治会

会 長

高久菊男

6. 内野町内会

会 長

川合 博

7. 内野西団地自治会

会 長

長谷部 夏樹

8. 内野東団地自治会

会 長

早川 憲

9. 内野中央団地自治会

会 長

川端 義

10. 内野南第一団地町内会

会 長

菅原 清

11. 内野南第二団地町内会

会 長

橋本 和

12. 原山中央自治会

会 長

飯田 治

13. 原山町内会

会 長

大野 美子

14. 高花一丁目町内会

会 長

浦口敬良

15. 高花四丁目町内会

会 長

佐々木 誠

16. 小倉台アビック21自治会

会 長

小池 豊

17. ファーストスクエア小倉台団地自治会

会 長

井上 勝之

18. セントスクエア小倉台団地自治会

会 長

金丸 和史

19. サードスクエア小倉台団地自治会

会 長

小川 俊夫

20. 原山西団地自治会

会 長

朝川 美

21. 木刈一丁目町内会

会 長

宮本

22. ネオックス自治会

会 長

酒井 勝子

23. 高花二丁目北自治会

会 長

玉木 貴

24. 桜苑壱番街自治会

会 長

廣瀬 茂

25. 桜苑弐番街自治会

会 長

田代 敬二

26. 桜台3丁目自治会

会 長

原田 敏子

27. プロムナード桜台3番街自治会

会 長

緒方 洋司

28. プロムナード桜台4番街自治会

会 長

緒方 一哉

29. プロムナード桜台6番街自治会

会 長

尾花 恵子

30. コープシティ桜台自治会

会 長

関 邦夫

31. ミサワホームズ千葉桜台自治会

会 長

八木 由樹